

## 生活保護費支給事務調査に関する進捗について

前回（平成 28 年 12 月 22 日開催）の議会全員協議会で報告いたしました「生活保護費支給事務調査結果書（中間報告 3）」に、その後進捗のあった事項や生活保護費盗難事件の捜査の進展状況を追記し「生活保護費支給事務調査結果書（中間報告 4）」にとしました。

そのうち、主な追記事項の要点は下記の 3 点です。なお、別紙「資料 1-2 生活保護費支給事務調査結果書（中間報告 4）」には、この 3 点を含めた追記及び変更箇所を下線を引いています。

### 1 職員の告発に関する処分結果について

生活保護費支給事務に関連し、本人に代わって領収書に氏名等を記入・押印し、支給明細書兼領収書に添付した事実が確認された A 職員（元生活福祉課担当係長）について、刑法第 159 条第 1 項及び第 161 条第 1 項に規定する有印私文書偽造及び同行使罪に該当すると思料し、平成 28 年 6 月 30 日付けで鎌倉警察署に告発しておりました。

その後、平成 28 年 7 月 22 日に書類送検された上、平成 29 年 1 月 31 日付けで横浜地方検察庁から「不起訴」とする処分結果が通知されました。なお、A 職員については、平成 28 年 12 月 21 日付けで停職 6 月の懲戒処分を行なっています。

この検察庁の処分結果について、不適切な事務処理に関する検証専門員にそれぞれ次のような見解を得ました。

#### ○ 江崎検証専門員

公文書偽造の事実は市役所の信頼を損ねる行為であるが、これを見逃した組織の課題も含まれており、既に懲戒処分を受けていることから、検察庁の処分は妥当であると判断する。

#### ○ 田沢検証専門員（弁護士）

A 職員は、既に停職 6 月の懲戒処分を受けていることを根拠事情として、不起訴の処分となったことが考えられる。

告発理由とは別に横領等があればより重い結論が考えられるが、そもそも印鑑箱の印鑑を使って押捺するという職場の土壌が背景に存在していたことも勘案すると、不起訴が明らかに不合理であるとはいえない。

#### ○ 櫻井検証専門員（弁護士）

A 職員は、既に停職 6 月の懲戒処分により社会的制裁を受けている。検察はこの懲戒処分及びその他類似事例を踏まえた上で、不起訴の処分を決定したと思料されることから、検察庁の判断が不当とはいえない。

なお、各検証専門員からは、上記の理由から仮に検察審査会への申し立てを行なったとしても、検察庁の判断が変わることはないと思われるとの見解を得ています。

これを踏まえ、市として検察審査会への申し立てを行わず、検察庁の判断を真摯に受

け止めることとします。

## 2 賠償責任について

この問題に対する賠償責任については、責任の所在を明らかにし、市としての損失とならないよう、損害賠償の手続きを進めてまいりました。

現金等の亡失があった場合の資金前渡を受けた職員の賠償責任は、地方自治法第 243 条の 2 及び鎌倉市財務規則第 35 条で明確に規定しており、特に現金の亡失の場合は、重大な過失を要せず、単なる過失でも賠償責任を負うことになっています。

地方自治法第 243 条の 2 に基づく資金前渡を受けた職員の賠償責任の追及については、一次的には、監査委員の監査により賠償責任の有無及び賠償額を決定し、同決定に基づき賠償命令を行うことになっておりますが、本件については、平成 28 年 12 月 22 日付で市長より監査委員に対し監査を求めたところ、平成 29 年 3 月 27 日付で監査委員の合議が成立に至らなかった旨の通知がなされました。

これを受け、市としては、市の損害の回復のため、今後、速やかに、資金前渡を受けた職員に対して地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に基づく賠償請求を行うとともに、資金前渡者以外の関係職員らに対しても、損害との因果関係に応じて、民法上の賠償請求を行います。

なお、資金前渡者以外の関係職員らに対する賠償請求については、ケースワーカー及びその管理監督者（スーパーバイザーを含む。）並びに資金前渡者の管理監督者を対象とすることとします。

## 3 生活保護費盗難事件の捜査状況について

本件の捜査を所管する鎌倉警察署刑事課に確認したところ、捜査は継続中とのことで、平成 29 年 3 月 14 日時点で新たな情報は得られませんでした。

引き続き、警察の捜査に全面的に協力を続けてまいります。